

2025年4月22日

優良な子育てサポート企業の証

厚生労働大臣から「プラチナくるみん認定」を取得しました ～くるみん認定も4度目の取得～

京王電鉄株式会社（本社：東京都多摩市、取締役社長：都村 智史）は、3月24日（月）付けで、厚生労働大臣より「プラチナくるみん認定」を取得しました。

当社では、これまでに厚生労働大臣から4回（2009年・2014年・2021年・2025年）の「くるみん認定」を受けておりましたが、**男性の育児休職取得推進や、社員の仕事と家庭の両立を支援する様々な制度を導入してきたことで、この度の「プラチナくるみん認定」となりました。**

今後も、「育児」をはじめとする生活と仕事の両立を支援することで、多様な社員一人ひとりが安心して働き続け、各人のライフスタイルに合わせて活躍できるように、各種制度の設計、組織風土の醸成に取り組んでまいります。



《取得した認定およびマーク》

左：くるみん認定 右：プラチナくるみん認定

本件のポイント

- ① くるみん認定を受けた企業の中で、さらに高い水準で子育てをサポートする企業として、厚生労働大臣から特例で認定される「プラチナくるみん認定」を取得。
- ② くるみん認定についても2025年認定が追加され、4度目の認定（2009年・2014年・2021年・2025年）。
- ③ 今後も、多様な人財が活躍し続けられるよう、社員の仕事と家庭の両立を支援する取り組みを推進していく。

【参考1】当社における社員の子育てをサポートする制度や取り組み ※法定基準以上の制度や取り組みを抜粋

- ・事業所内保育所および企業主導型保育所を設置・運営
- ・コアタイムのないフレックス制度（一部の現業社員を除く）
- ・テレワーク制度（一部の現業社員を除く）
- ・サテライトオフィスの設置（京王新宿三丁目ビル、京王調布小島町ビル）
- ・週4日または週3日の短日数勤務制度の導入（小学校4年生までの子を育てる社員が対象。2025年5月16日から開始）
- ・ポストチェンジ制度（育児・介護・不妊治療中の管理職を対象に、最大3年間にわたって職位を変更することを選択可能）
- ・年次有給休暇の半日単位行使制度
- ・育児休職の一部有給化（4日＋保存年次有給休暇※1最大50日）
- ・妻が出産した時の出産休暇の付与（2日）
- ・育児時間の付与（1歳未満の子を育てる女性社員に対し、1日2回各45分の育児時間を付与（有給））
- ・育児時短勤務（小学校4年生までの子を育てる社員が対象）
- ・病児、病後児保育の利用料補助
- ・ベビーシッター利用補助
- ・保存年次有給休暇※1行使要件の拡充（子の看護、学校行事、記念日など）
- ・再入社制度（育児・配偶者の転勤・妊活を理由とした退職など）
- ・カフェテリアプラン制度※2による育児用品購入費および保育施設利用費の補助
- ・育児や発達悩みを専門家にLINE（24時間365日受付）およびオンラインで相談できる窓口の設置
- ・障害児養育支援制度（療育施設の利用料補助、療育施設への送迎等に保存年次有給休暇の行使が可能）
- ・女性社員キャリア研修
- ・ワーキングマザー交流会
- ・女性特有の健康課題を解決しサポートするプログラム（フェムテック）
- ・育児講演会や男性育休研修の開催

※1…保存年次有給休暇制度：付与から2年経過した年次有給休暇を積み立てられる制度（最大50日）

※2…社員が会社より付与されたポイントを使い、用意された福利厚生メニューの中から自由に選択できる制度

【参考2】当社の育児休業取得率（2023年度実績）

	女性従業員	男性従業員
育児休業取得率	92.9%※3	114.9%※4

※3…出産した年度を跨ぎ翌年度に育児休業を取得している女性従業員がいるため、実質は100%の取得です。

※4…前年度に配偶者が出産し、当年度に育児休業を取得した男性従業員者が含まれているため、取得率が100%を超えています。

【参考3】プラチナくるみん認定とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定基準を満たした企業は、申請を行うことにより、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。さらに、「プラチナくるみん認定」は、事前に「くるみん認定」を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たした場合に受けることができる特例認定です。

※参考：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html